

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	洲本市

洲本市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業振興部農政課
所在地 洲本市本町三丁目 4 番 10 号
電話番号 0799-24-7638
F A X 番号 0799-25-3590
メールアドレス nousei@city.sumoto.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ（以下、シカという）、イノシシ、ニホンザル（以下、サルという）、イタチ、テン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	洲本市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	水稻	1.35ha 1,607千円
	飼料作物	5.40ha 3,407千円
	野菜	3.44ha 15,582千円
	計	10.19ha 20,596千円
イノシシ	水稻	2.21ha 2,630千円
	飼料作物	2.65ha 1,672千円
	野菜	0.51ha 4,135千円
	イモ類	0.04ha 89千円
	計	5.41ha 8,526千円
ニホンザル	顕著な農作物被害は確認されていないが、目撃情報や生活被害報告がある。	
	計	0.0a 0千円

(2) 被害の傾向

シカの農作物被害はこれまで主に柏原山系の山々が連なる市南部で発生していたが、近年は市街地地域での目撃や、これまでシカによる被害が無かった地域でも農作物被害が起こるようになり、生息域の拡大が懸念される状態となっている。捕獲数については大きな増減が見られないことから個体数については横ばい状態であると推測されるが、これまでシカの出没が無かった地域においてはシカ用の金網柵等の防止対策がされておらず、さらなる被害の拡大が懸念される。

イノシシの農作物被害は市内全域で発生しており、金網柵等による防除の効果もみられるが、依然として高い水準にある。また有害捕獲において、豚熱の影響により令和3～5年度は例年に比べて捕獲頭数が減少したが、令和6年度においては年間1,000頭の水準に戻っており、被害減少は感じられない状況である。さらに、直接的な農作物被害のみならず、掘り返しにより、

法面や水路、圃場にも大きな被害を及ぼしている。

ニホンザルについては、本市では上灘地区における餌付け個体群が令和6年12月時点で約370頭生息しているが、市内では上灘地区以外においても一年を通じて雄のハナレザルの出現や比較的少数の群れが目撃されている。人に対して威嚇行動をおこなう個体や、住宅などの建造物に被害を加えるなど悪質な行為をする個体も確認されている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
シカ	10.19ha 20,596千円	7.13ha 14,416千円
イノシシ	5.41ha 8,526千円	3.78ha 5,968千円
ニホンザル	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>銃器を用いたグループ猟、わな猟によるシカ・イノシシの捕獲を、一年を通じて実施しており、ICTを用いた囲い罟等の導入も行っている。また、洲本市鳥獣被害防止対策協議会では狩猟用ドローンを導入し、巻き狩りにおいてシカの駆除活動に活用している。</p> <p>また、新規狩猟免許取得に関する助成や狩猟者への猟具の購入助成を行い、捕獲圧を高めている。</p>	<p>有害捕獲において令和6年度は、シカ・イノシシ合わせて年間1,500頭を超える捕獲を達成している。シカ、イノシシともに個体数については横ばいの傾向がみられ、捕獲により農作物の被害が減少するには至っていない。捕獲従事者が不足する集落の発生や、銃猟免許所持者の高齢化、有害捕獲を目的とした免許取得者の減少も懸念される。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>国庫及び県補助事業を活用した集落単位の防護柵の整備を進めるとともに、市単独事業による集落ぐるみの獣害対策事業で、設置した防護柵の補修及び、電気柵等の設置の助成を行っている。</p>	<p>防護柵を設置した集落では一定の効果を上げているが、未設置集落への被害が増加している。</p> <p>また、シカの生息域拡大によりこれまでイノシシ用の柵しか整備していない地域ではシカ対策が急務である。</p> <p>設置後の維持管理について、集落ぐるみでの管理体制構築が課題である。</p> <p>また、国庫補助事業の要件に該</p>

	当しない地域への防護柵の設置が課題である。
--	-----------------------

(5) 今後の取組方針

集落ぐるみによる獣害対策として地域住民が主体となった捕獲と防除の総合的な被害防止体制の構築について財政的な支援を行い、対象鳥獣の生息数の増加防止と農作物被害の軽減を図っていく。また、集落ぐるみでの獣害対策が成功しているモデル集落の支援とその対策の他集落への波及を目指す。

また、県事業であるスマート獣害対策モデル育成事業を活用し、獣害対策に力を入れる集落に対して連携して継続的な支援を行う。

さらに、市広報誌等を活用し獣害への有効な対策や知識の啓発を行う。

捕獲については、有害鳥獣捕獲従事者の減少対策として、狩猟免許試験の費用助成及び、新規狩猟者へ箱わなの貸与を行うことで、狩猟者の増加を図り、シカ・イノシシの捕獲を推進するため、猟具の購入、補修等の助成を行っていく。

さらに、協議会において導入済の狩猟用ドローンを活用し、猟友会と協力のうえ巻き狩りを実施。近年生息域が拡大し被害増加が著しいシカの捕獲に力を入れる。

ニホンザルにおいては、上灘地区餌付け群の個体数管理を目的としたサル監視員を配置し、群れの現状把握および将来に向けての個体数軽減を図る。また、必要が発生した場合は捕獲も視野に入れ、追い払い等被害発生時の対応策を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

洲本市鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会員を中心に、対象鳥獣の捕獲を実施する。

また、狩猟者と集落の連携（餌付け等の役割分担）を推奨し、捕獲の効率を高め、狩猟者の労力削減を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8年度	シカ イノシシ ニホンザル	捕獲機材（箱わな等）の整備及び導入支援 狩猟免許（第1種銃猟・わな猟）の取得促進 セミナー・講習会の活用による捕獲技術の向上
令和 9年度	シカ イノシシ	捕獲機材（箱わな等）の整備及び導入支援 狩猟免許（第1種銃猟・わな猟）の取得促進

	ニホンザル	セミナー・講習会の活用による捕獲技術の向上
令和 10年度	シカ イノシシ ニホンザル	捕獲機材（箱わな等）の整備及び導入支援 狩猟免許（第1種銃猟・わな猟）の取得促進 セミナー・講習会の活用による捕獲技術の向上

（3）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>近年の捕獲実績及び生息状況などの各種データを活用して、捕獲計画数を設定する。</p> <p>シカについては、存続可能最小個体数を確保しつつ、直近の捕獲実績に応じた捕獲目標を設定する。</p> <p>イノシシについては、継続的に捕獲圧を加え、生息密度の低減を図るために直近の捕獲実績に基づき、達成可能な捕獲目標を設定する。</p> <p>ニホンザル・イタチ・テンについては、計画的な捕獲は行わず、有害個体が発生した場合、状況に応じて個別に捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ	550頭 <small>（管理計画で定めた内数）</small>	600頭 <small>（管理計画で定めた内数）</small>	650頭 <small>（管理計画で定めた内数）</small>
イノシシ	1,000頭	1,000頭	1,000頭
ニホンザル	—	—	—

捕獲等の取組内容
<p>被害農家又は農会長等からの捕獲要望書の提出により、銃器及び箱わな等を活用した捕獲を実施する。</p> <p>捕獲時期については、基本的に狩猟期間を除く期間とし、捕獲予定場所は、要望のあった箇所（市内全域）とする。</p> <p>シカについては、管理計画の捕獲目標を達成するため、狩猟に関しては狩猟期捕獲拡大事業等を活用して捕獲を推進する。</p> <p>またイノシシについては、豚熱の感染拡大を防止するため、捕獲従事者による靴底や車両への消毒の徹底等の防疫措置実施を周知する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
洲本市内	イタチ・テン

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ	金網柵 2,000m	金網柵 2,000m	金網柵 2,000m
イノシシ	金網柵 1,000m ワイヤーメッシュ柵 1,000m	金網柵 1,000m ワイヤーメッシュ柵 1,000m	金網柵 1,000m ワイヤーメッシュ柵 1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	シカ イノシシ ニホンザル	・被害防止対策知識の普及（広報誌等） ・集落ぐるみの鳥獣害対策支援 （防護柵の維持管理の費用助成、電気柵支援）
令和9年度	シカ イノシシ ニホンザル	・被害防止対策知識の普及（広報誌等） ・集落ぐるみの鳥獣害対策支援 （防護柵の維持管理の費用助成、電気柵支援）
令和10年度	シカ イノシシ ニホンザル	・被害防止対策知識の普及（広報誌等） ・集落ぐるみの鳥獣害対策支援 （防護柵の維持管理の費用助成、電気柵支援）

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
洲本市産業振興部農政課 （鳥獣被害対策実施隊）	関係機関・有害鳥獣捕獲班との連絡調整 情報の収集・提供、広報
兵庫県淡路県民局 洲本農林水産振興事務所	関係機関との連絡調整、情報収集・提供
兵庫県警察洲本警察署	住民通報・現場対応、関係機関との連絡調整
一般社団法人兵庫県猟友会 洲本支部・中淡支部五色地区	捕獲活動の実施

(2) 緊急時の連絡体制

洲本警察署→（洲本農林水産振興事務所→）洲本市→有害鳥獣捕獲班

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	洲本市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
洲本市産業振興部農政課	協議会事務局、関係機関との連絡調整、鳥獣捕獲許可証の交付、捕獲活動の指導、被害情報の収集・整理、捕獲・防除技術の普及啓発、狩猟者の後継者育成
洲本市農業委員会	被害情報の収集、防除技術の普及啓発
兵庫県淡路県民局 洲本農林水産振興事務所	鳥獣保護管理法の指導、保護管理計画の推進、県研究機関との技術支援の調整、捕獲・防除技術の普及啓発 野生動物共生林整備等の森林整備の検討・指導、生息地(森林)管理手法の検討・支援
兵庫県農業共済組合 洲本淡路事務所	被害情報の収集、防除技術の普及啓発
淡路日の出農業協同組合	被害情報の収集、防除技術の普及啓発
一般社団法人兵庫県猟友会 洲本支部・中淡支部五色地区	捕獲活動の実施、捕獲技術の普及啓発

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県森林動物研究センター	野生動物に関する調査研究、捕獲・防除技術の普及啓発
兵庫県警察洲本警察署	鳥獣保護法、銃刀法の指導、狩猟の安全講習
淡路ザル観察公苑	上灘地区における餌付け個体群の個体数管理および監視

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

規模（構成）：市職員5名 活動内容：広報・啓発活動の実施、捕獲補助等

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

国庫・県補助事業等を活用した被害防止施策を実施し、また、市単独事業として集落ぐるみで被害対策に取り組めるよう活動経費の助成やセミナー等を開催し、有害鳥獣の生態や被害防止に関する情報を提供する。
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣の処理については、捕獲場所周辺での埋設処理を基本とする。処理が困難な場合は、市と契約している施設への搬入を促す。

そのほか、捕獲鳥獣の利活用の取組として、自家消費に加え、食品衛生法上の営業許可を有する処理施設と連携し、利活用される個体の増加を図るとともに、安全性の向上に関する取組を進める。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食用としての利活用及びペットフードについて、既設の加工処理施設、飲食店又は狩猟者団体等と連携しながら、淡路島産ジビエの普及啓発活動等を行う。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

県並びに隣接する淡路市及び南あわじ市と連携した広域的かつ効果的な被害防止施策の実施について検討を行う。